

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、関西館の設置

中央の図書館に関西館を設置し、その位置及び所掌事務は館長が定める。

二、インターネット等を通じた情報を用いる図書館サービス

インターネット等を通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を閲覧・複写等の利用に供する。

三、複写事務の委託

複写に関する事務の一部を非営利法人に委託することができることとし、複写料金を受託者の収入として複写事務に要する費用を受託者の負担とする。

四、図書館資料の収集方法に関する規定の整備

図書館資料の収集方法に納入、交換等以外の方法を加える。

## 五、施行期日

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、三に係る部分は同年十月一日から施行する。